

平成 21 年 9 月 17 日

各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号
株 式 会 社 パソナテック
代 表 取 締 役 社 長 森 本 宏 一
コ ー ド 2 3 9 6 ジ ャ ス ダ ッ ク
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 尾 崎 賢 治
(TEL:03-6415-3535)

定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 17 日開催の取締役会において、定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式（下記に定義いたします。）の全部の取得について、平成 21 年 10 月 20 日開催予定の臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 定款の一部変更

1. A種種類株式に係る定款一部変更

(1) 変更の理由

(i) 平成 21 年 6 月 23 日付当社プレスリリース「株式会社パソナグループによる当社株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」等にてご報告申しあげましたとおり、株式会社パソナグループ（以下「パソナグループ」といいます。）は、平成 21 年 5 月 22 日から当社の普通株式および新株予約権に対する公開買付けを行い、平成 21 年 6 月 29 日（決済日）をもって、当社普通株式 24,088 株（総株主の議決権の数に対する議決権数の割合：88.1%）を保有するに至っております。

パソナグループは、平成 21 年 5 月 21 日付同社プレスリリース「当社子会社である株式会社パソナテック株式及び新株予約権に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されているとおり、当社を完全子会社化することは、パソナグループおよび当社、ひいてはパソナグループのグループ全体にとって企業価値向上を実現する最良の選択であるという結論に至り、当社を完全子会社化することを企図しております。

当社といたしましても、平成 21 年 5 月 21 日付当社プレスリリース「当社株式等に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」においてご報告申しあげましたとおり、今後の当社により一層の企業価値向上のためには、パソナグループのグループ全体との一体性をこれま

で以上に高め、必要な意思決定を迅速かつ効率的に行うことができる事業体制を再構築し、柔軟でスピーディーな事業展開を行うことが必要不可欠であり、また、パソナグループの完全子会社となることにより、様々なメリットが見込まれると判断しております。かかる理由から、当社は、パソナグループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断し、以下の方法（以下「本定款一部変更等」といいます。）により、パソナグループの完全子会社になることといたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、普通株式とは別の A 種種類株式（その内容につきましては、「(2) 変更の内容」をご参照ください。以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①の変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条ならびに上記①および②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、A 種種類株式を交付します。この際、パソナグループを除く全部取得条項付普通株主様に交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する A 種種類株式の割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の A 種種類株式は、会社法第 234 条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。

当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、A 種種類株式をパソナグループに対して売却することを予定しております。A 種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式数に 88,000 円（パソナグループが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 本変更は、本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされております（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）。上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となることを目的として、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。また、全部取得条項付普通株式の取得対価となる A 種種類株式の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本変更に係る定款変更は、本変更が承認可決された時点で、その効力を生じるものとしたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、96,000株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、96,000株とし、<u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は95,000株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は1,000株とする。</u></p> <p><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主(以下、「A種株主」という。)またはA種種類株式の登録株式質権者(以下、「A種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種種類株式1株につき、1円(以下、「A種残余財産分配額」という。)を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第14条の2 第11条、第12条および第14条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>② 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③ 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 全部取得条項に係る定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1)変更の理由」でご説明申しあげましたとおり、当社は、パソナグループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

本変更は、当該完全子会社化を実現することを目的として、本定款一部変更等のうち②として、上記1. による変更後の当社定款の一部を更に変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、第6条の3を新設するものであります。本変更が原案どおり承認可決され、変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、本定款一部変更等の②の後、下記 II が原案どおり承認可決されることによって、当社は全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付します（本定款一部変更等の③）。また、全部取得条項付普通株式1株につき交付するA種種類株式の数は、パソナグループを除く全部取得条項付普通株主様に対して交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、3,442分の1株としております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本変更は、上記1. および普通株主様による種類株主総会における本変更の追加変更案と同内容の定款変更が、いずれも原案どおり承認可決されることを条件として、平成21年11月25日にその効力を生じるものといたします。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

A種種類株式に係る定款一部 変更による変更後の定款	追 加 変 更 案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を3,442分の1株の割合をもって交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の決定

1. 全部取得条項付普通株式の取得を必要とする理由

「上記 I. 1. (1)変更の理由」でご説明申しあげましたとおり、当社は、パソナグループによる当社の完全子会社化が、当社の企業価値向上に寄与するものであると判断しております。

本取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条ならびに上記 I. 1 および I. 2 による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、A種種類株式を交付するものであります。

本取得が承認された場合、パソナグループを除く全部取得条項付普通株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、1株未満となる予定です。1株未満の端数は、会社法第234条の定めに従って以下のとおり処理され、最終的には現金が交付されることにより、パソナグループのみが当社の株主となります。

全部取得条項付普通株主様に対するA種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主様に交付します。

当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、A種種類株式をパソナグループに対して売却することを予定しております。A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様に対し、その保有する全部取得条項付普通株式数に88,000円（パソナグループが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

会社法第171条ならびに上記I. 1. およびI. 2. による変更後の当社定款に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日（下記「(2)取得日」において定めます。）において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を3,442分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成21年11月25日といたします。

(3) その他

本取得に定める全部取得条項付普通株式の取得は、上記I. 2. の定款変更の効力が生ずることを条件として、その効力が生ずるものとします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

III. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成21年10月21日から同年11月18日までの間、整理銘柄に指定された後、同年11月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後はジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(注) ジャスダック証券取引所による平成 21 年 4 月 8 日付け通知「株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止の実施予定日について」に基づいて当該日程としておりますが、株券等の 5 日目決済の廃止が予定通り行われない場合は、上場廃止日は平成 21 年 11 月 18 日（最終売買日は平成 21 年 11 月 17 日）となる予定です。

IV. 定款の一部変更全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催日	平成 21 年 10 月 20 日（火）
A 種種類株式に係る定款一部変更の効力発生日	
整理銘柄への指定	平成 21 年 10 月 21 日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 11 月 18 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 11 月 19 日（木）
全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式交付の基準日	平成 21 年 11 月 24 日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成 21 年 11 月 25 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式交付の効力発生日	

以 上